

徳島県規則第39号

徳島県公共工事標準請負契約約款に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年4月30日

徳島県知事 後藤 田 正 純

徳島県公共工事標準請負契約約款に関する規則の一部を改正する規則

徳島県公共工事標準請負契約約款に関する規則（昭和48年徳島県規則第103号）の一部を次のように改正する。

本則の第2条に次の1項を加える。

- 2 発注者は、受注者の施工する工事が設計図書に示した他の機関の発注に係る他の工事と施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、当該他の機関と調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該他の機関の発注に係る工事の円滑な施工に協力しなければならない。

本則の第3条の見出しを「（工程表及び請負代金内訳書）」に改め、同条第2項を次のように改める。

- 2 受注者は、この契約の締結の日（以下「契約日」という。）から14日（徳島県の休日を定める条例（平成元年徳島県条例第3号）第1条第1項各号に掲げる日を除く。）以内に請負代金内訳書（材料費、労務費、法定福利費（建設工事に従事する者の健康保険料等の事業主負担額をいう。）、安全衛生経費（建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（平成28年法律第111号）第10条に規定する建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する経費をいう。）及び建設業退職金共済契約（中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）第2条第5項に規定する特定業種退職金共済契約のうち、建設業に係るものをいう。）に係る掛金を記載した書類をいう。以下「内訳書」という。）を作成し、これを発注者に提出し、その内容について発注者と協議をしなければならない。

本則の第3条第3項中「請負代金法定福利費内訳書」を「内訳書」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（適正な労務費の確保等）

第3条の2 発注者及び受注者は、内訳書に明示される労務費が、労務費に関する基準（建設業法（昭和24年法律第100号）第34条第2項の規定に基づき中央建設業審議会が勧告する基準をいう。以下同じ。）を踏まえた適正な労務費であることを確認する。

- 2 発注者は、前項の内訳書に明示された労務費を含む請負代金額を受注者に支払わなければならない。
- 3 受注者は、次に掲げる事項を行わなければならない。
 - (1) 適正な賃金をその雇用する技能者に支払うものとする。
 - (2) 労務費に関する基準を踏まえた適正な労務費を直接下請契約を締結する者に支払うものとする。
- 4 発注者は、受注者に対して、適正な労務費の確保等のためその他必要があると認められるときは、理由を付して、相当の期間を定めて、次に掲げる書面の提出を求めることができる。

(1) 前項第1号の支払に関する書面

(2) 前項第2号の支払に関する書面

5 受注者は、前項の規定による請求があったときは、同項各号に掲げる書面を提出するものとする。

本則の第7条の2第1項中「(昭和24年法律第100号)」を削る。

本則の第24条第1項中「調わない」を「整わない」に改め、同条に次の1項を加える。

3 発注者は、第1項の協議に当たっては、受注者からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、受注者との間で協議が整わなかったこと又は当該協議に関して受注者が第57条に規定するあっせん若しくは調停を請求したこと若しくは第58条に規定する仲裁を申請したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。

本則の第25条第1項中「調わない」を「整わない」に改め、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 発注者は、第1項の協議に当たっては、受注者からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、受注者との間で協議が整わなかったこと又は当該協議に関して受注者が第57条に規定するあっせん若しくは調停を請求したこと若しくは第58条に規定する仲裁を申請したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。

本則の第26条第3項及び第7項中「調わない」を「整わない」に改め、同条に次の1項を加える。

9 発注者は、第3項及び第7項の協議に当たっては、受注者からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、受注者との間で協議が整わなかったこと又は当該協議に関して受注者が第57条に規定するあっせん若しくは調停を請求したこと若しくは第58条に規定する仲裁を申請したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。

本則の第31条第1項中「調わない」を「整わない」に改める。

本則の第35条第6項中「第37条ただし書を除き、以下」を「次項及び次条第4項において」に、「同条ただし書を除き、以下」を「第8項及び次条第1項において」に改め、同条第8項中「調わない」を「整わない」に改める。

本則の第37条に次の1項を加える。

2 受注者は、中間前払金をこの工事に材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(この工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。

本則の第38条第6項及び第39条第2項中「調わない」を「整わない」に改める。

本則の第57条第1項中「調わなかった」を「整わなかった」に改める。

本則の第60条を本則の第61条とし、本則の第59条の次に次の1条を加える。

(情報通信の技術を利用する方法)

第60条 この規則において書面により行わなければならないこととされている催告、請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、建設業法その他の法令に違反しない限り

において、電磁的方法を用いて行うことができる。ただし、当該電磁的方法は、書面の交付に準ずるものでなければならない。

附 則

- 1 この規則は、令和8年5月1日から施行する。
- 2 改正後の徳島県公共工事標準請負契約約款に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後に締結する請負契約（同日前に徳島県契約事務規則（昭和39年徳島県規則第39号）第16条の規定による公告、同規則第29条第2項の規定による通知又は同規則第32条の規定による契約書案その他見積りに必要な事項の提示を行ったもの及び変更契約を除く。）について適用する。